

富山県議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会の役割及び運営等（第3条―第6条）

第3章 議員の責務等（第7条―第10条）

第4章 議会の機能強化（第11条―第15条）

第5章 知事等との関係（第16条・第17条）

第6章 県民との関係（第18条―第21条）

第7章 議会事務局等（第22条）

第8章 補則（第23条・第24条）

附則

富山県議会は、明治16年に公選制の県会として開設されて以来、先人の郷土愛及び英知を継承しつつ、県民が豊かで、安全に安心した生活が営める富山県を築くため、本県の有する豊かな可能性や魅力を存分に引き出すことに全力で取り組んできた。

このため、県民の多様な意思を県政に反映し、公平かつ公正な議論を尽くすとともに、政策討論委員会の導入など議会改革にも積極的に取り組み、県民にわかりやすい議会運営に最大限、努めてきた。

とりわけ、平成12年のいわゆる地方分権一括法の施行を契機とする地方分権改革の進展を踏まえ、これまで、地方分権社会にふさわしい議会を目指し、更なる自己改革と活性化に努めており、議会活動に関し県民の理解をより深めるため、議会中継などによる広報の充実、他の都道府県議会に先駆けた議員提案による政策条例の制定、外部有識者による知見の活用、「分割質問及び分割答弁方式」の導入による質疑の充実等、様々な面で議会の機能強化を図ってきた。

さらには全国的に人口減少が急激に進む中であって、自主性及び自立性を重視した地方の創生が喫緊の課題となっている。

こうした課題等に的確に対応するため、二元代表制の一翼を担う県議会には、真摯に県民の声を聴き、県民の多様な意思を県政に反映させるとともに、県民により

一層信頼され、期待される議会となるよう、県政の最終意思を決定する団体意思決定機能、地域課題の解決を図る政策の立案及び国等又は県等に対する提言機能等を最大限に発揮することが求められている。

このため、これまでの議会改革の取組を一層推進し、更なる議会の機能強化を図る等、地方自治の本来の力を高めていく議会運営が重要となっている。

ここに、富山県議会は、自らの果たすべき役割及び責務を改めて自覚し、日本国憲法及び地方自治法の本質にのっとり、議会の基本理念を明らかにし、議会の運営原則、議員の責務、会派の機能等の議会に関する基本事項を定めるとともに、県民の負託に応え続ける県議会を実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、富山県議会（以下「議会」という。）の基本理念を明らかにするとともに、議会の役割、議会の運営原則、富山県議会議員（以下「議員」という。）の責務及び活動原則、会派の機能、議会と富山県知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）との関係、議会と富山県民（以下「県民」という。）との関係等の議会に関する基本事項を定めることにより、議会が県民の負託に応え、もって県民誰もが未来に希望を持ち、豊かさと幸せを実感できる富山県（以下「県」という。）の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、二元代表制の下、県の最終意思を決定する議事機関として、公平かつ公正な議論を尽くし、その機能を十分に発揮するとともに、県民の多様な意思を富山県政（以下「県政」という。）に反映させることにより、地方分権社会にふさわしい地方自治の本来の力を高めることを目指すものとする。

第2章 議会の役割及び運営等

(議会の役割)

第3条 議会は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 県民の代表者からなる議事機関として、県の意思を決定すること。
- (2) 知事等の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。
- (3) 県政の課題に関し、政策を立案し、国等（国及びその他の関係機関をいう）。

以下同じ。)又は知事等に対して提言を行うこと。

(4) 意見書又は決議により国等に対して意見の表明を行うこと。

(議会の運営原則)

第4条 議会は、公平かつ公正で県民にわかりやすい運営を行わなければならない。

2 議会は、その役割を踏まえ、審議等の充実、積極的な政策の立案及び提言、議会活動の透明性の確保並びに広報及び広聴の充実に努める。

3 議会は、言論の府として議員の発言の機会を保障し、及び議員相互の討議等により活発な議論が行われるよう努める。

4 議員は、本会議における質問及び質疑に当たっては、県民に対して論点を明確に提示してわかりやすくするよう努める。

5 議会は、重要な議案、請願等について、審議等の徹底を期すため、必要に応じて公聴会の開催又は参考人からの意見聴取に努める。

6 議会は、委員会の運営について、委員会の設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう努める。

(審議の機会の確保)

第5条 議会は、十分な審議を尽くすため、定例会の回数及び会期並びに委員会について、十分な審議日程を確保することができるよう努める。

(緊急事態等への対応)

第6条 議会は、災害、緊急事態等の発生に際し、迅速かつ機動的に状況の把握その他の調査活動を行うほか、議会の役割を踏まえた必要な対応を行う。

第3章 議員の責務等

(議員の責務及び活動原則)

第7条 議員は、選挙により選出された県民の代表者として、県民全体の利益を考えた議会活動その他の活動を通じて、県民の負託に応えるよう努める。

2 議員は、県民の意思を把握し、県政の課題及び政策に関する情報収集並びに調査研究を行うとともに、政策の立案及び提言等の活動により、その責務を果たすよう努める。

3 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努める。

(政治倫理)

第8条 議員は、県民の代表者としての責務及び職務を有することを深く自覚し、
厳しい倫理意識に徹することにより、政治倫理の向上に努める。

(会派)

第9条 議員は、議会活動その他の活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、県政の課題に関し、調査及び研修活動の実施並びに会派に所属する議員の調査及び研究活動の支援に努める。

3 会派は、県政の課題に関し、政策を立案し、国等又は知事等に対して提言するよう努める。

(議員定数等)

第10条 議会は、議員の定数、選挙区等について、本県の自然条件、社会条件等に配慮し、県民の意思を県政に十分反映することができるよう、必要な見直しを行うものとする。

第4章 議会の機能強化

(議会の機能強化)

第11条 議会は、県の意思を決定する機能、知事等の事務の執行について監視し、及び評価する機能並びに政策を立案する機能の強化に努める。

(専門的知見の活用)

第12条 議会は、議案の審査又は県の事務に関する調査を効果的に行うため必要があると認めるときは、学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を実施するよう努める。

(検討組織の設置)

第13条 議会は、本会議及び委員会における審議等によるほか、県政の課題及び議会の運営に関して必要があると認めるときは、議員により構成される検討組織を設置し、審査、協議又は調整を行うよう努める。

(議会改革推進会議)

第14条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。

2 議会改革推進会議は、毎年度、議会改革に関する行動計画を策定し、並びに当

該行動計画及びその進捗状況を県民に公表する。

(交流及び連携の推進)

第15条 議会は、その機能を強化し、及び議会活動を活性化するため、他の地方公共団体の議会、大学その他の機関との交流及び相互に連携を図るよう努める。

第5章 知事等との関係

(知事等との関係)

第16条 議会は、二代表制の一翼を担う議事機関として、執行機関である知事等との機能の違いを踏まえ、互いの役割を尊重しつつ、県民の多様な利益や意見を代表し、政策上の論点及び争点を提起し、民主的な意思決定を行う機能の発揮に努める。

(知事等による説明)

第17条 知事等は、予算を調製したとき、又は県政に係る基本計画等の重要な政策若しくは施策を定め、若しくは変更するときは、議会に対し、その内容を迅速かつ詳細に説明するよう努めるものとする。

2 議会は、知事等に対して、必要に応じて議案等について調査することができ、説明を求めることができる。

第6章 県民との関係

(議会の説明責任)

第18条 議会は、議決責任及び政策の立案等の議会活動に関し、県民に対して説明する責任を有する。

(会議等の公開)

第19条 議会は、本会議、委員会等を原則として公開し、県民誰もが傍聴しやすくし、会議資料を閲覧しやすい環境を整備し、県民に議論の過程を明らかにするよう努める。

2 議会は、県民に開かれた議会を実現するため、議決の結果等の議会活動に関する情報公開の推進に努める。

(広報及び広聴の充実)

第20条 議会は、多様な広報及び広聴媒体の活用により、議会活動が県民に周知されるよう積極的な広報に努めるとともに、県政に反映するよう広く県民の意思の

把握に努める。

(県民参加)

第21条 議会は、県民から提出された請願及び陳情を、県民の政策提案と受け止め、必要に応じて、県民の意見を聴く機会を設ける。

2 議会は、議会活動を通じて、県民の主権者としての意識の醸成に努める。

第7章 議会事務局等

(議会事務局の機能強化等)

第22条 議会は、議会活動を円滑に行うため、議会の事務局の機能を強化し、及びその組織体制を整備するよう努める。

2 議会は、議員の調査研究に資するため、議会の図書室を適正に管理し、及び運営するとともに、その機能の充実に努める。

第8章 補則

(他の条例等との関係)

第23条 議会は、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

(条例の見直し)

第24条 議会は、社会情勢の変化、県民の意見等を踏まえ、必要に応じて、この条例の見直しを行う。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。